

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	学校給食費の無償化 対象者： 町立小学校・中学校に通う全児童・生徒 内 容： 保護者の経済的負担の軽減を目的として、町立小中学校の学校給食費を無償化しています。また、無償化の対象にならない児童生徒のいる家庭については、給付金を支給します。 ○無償化される金額（月額） ・小学校：5,500円 ・中学校：6,240円 問合せ：《教育指導課 教育指導係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	英検検定料・漢字検定料補助 対象者： 次のいずれかに該当する人 ・町内に住所を有する高校3年生世代以下の人 ・町立中学校会場で受検する在学生 内 容： ○対象となる級 ・中学生以下：英語検定又は漢字検定の3級以上 ・高校生世代以下：英語検定又は漢字検定の準2級以上 ○補助金額 （公財）日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の検定料の2分の1 （公財）日本漢字能力検定協会が実施する日本漢字能力検定の検定料の2分の1 ※補助金交付は英語検定、漢字検定それぞれ1年度に1回限り。上級の受検をする場合に限り、その受検に係る検定料は対象 問合せ：《教育指導課 教育指導係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	英語検定対策教室 対象者： 町内に住所を有する高校3年生世代以下で英語検定3級を受検する人 内 容： 英語検定3級試験対策のポイント解説をはじめ、過去問を使った実践練習や個別の質問対応を行います。 費用は無料です。 問合せ：《教育指導課 教育指導係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子ども医療費無料化 対象者： 出生から18歳の年度末までの子ども（群馬県内の市町村で一律実施） 内 容： 入院・外来ともに保険診療の医療費を無料化 問合せ：《国保年金課 国保年金係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	おたふくかぜ予防接種費用助成 対象者： 接種日に町内に住所を有する、満1歳から満4歳未満の人 （令和6年4月1日以降に接種したワクチンが対象） 内 容： 上限3,000円で1人につき1回まで助成します。 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子どものインフルエンザ予防接種費用助成 対象者： 接種日に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人 内 容： 上限2,000円で1人につき1回まで助成します。 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子どもの新型コロナワクチン予防接種費用助成 対象者： 接種日に町内に住所を有する中学3年生相当の人及び高校3年生相当の人 内 容： 上限8,000円で1人につき1回まで助成します。 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-63-3111（代表）

分類	事業名 （対象者・内容）
子育て支援	妊婦歯科健診 対象者： 町内に住所を有し、令和7年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 内 容： 大泉町契約医療機関にて実施した妊婦歯科健診の自己負担を1回のみ無料とします。 ただし、継続的な通院が必要な場合や治療を行う場合には別途費用が自費で発生します。 問合せ： 《こども未来課 保健・相談係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	出産時タクシー料金助成 対象者： 町内に住所を有し、令和6年4月1日以降に妊娠届出をした妊婦 内 容： 出産時に町指定のタクシー会社を利用した場合の利用料金を助成します。 助成額：上限1万円（片道1回分のみ） ただし、1万円を超えた分は自己負担となります。 問合せ： 《こども未来課 保健・相談係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	妊婦健康診査交通費助成 対象者： 令和7年4月1日以降に妊娠の届出をした人で、次のいずれかに当てはまる人 ①医学上の理由により、移動時間が概ね60分以上かかる産科医療機関等の妊婦健診を受診する必要がある妊婦 ②里帰り先で妊婦健診を受診できる最寄りの産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時勤を要する妊婦 内 容： 妊婦健診1あたり片道上限2,000円（往復上限4,000円） 最大14回分を助成します。 問合せ： 《こども未来課 保健・相談係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	子育て援助活動支援事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業） 対象者： ・援助を受けたい人： お願い会員…生後6ヶ月から小学6年生までの子どもの保護者 ・援助を行いたい人： まかせて会員…心身共に健康で、講習会を受講していただいた人 ・両方を行いたい人： どちらも会員…お願い会員、まかせて会員の両方を兼ねる人 内 容： 子育て中の保護者の日常生活を支援するため、援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、センターを通じて育児の助け合いを有料で行います。 ○事業内容 ・保育園、幼稚園、小学校等への送迎 ・放課後の預かり ・夏休み、冬休みの終日預かり ・冠婚葬祭や保護者の病気、その他急用の場合の預かり ・買い物など、外出の際の預かり ・病児、病後児の緊急預かり ○利用料等 利用料については、援助の内容や曜日などにより、1時間当たり800円～1,700円 （援助の時間が30分未満である場合は、その半額）となり、援助の終了後に「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。 ○助成金 大泉町独自の利用料の助成制度があります。 ・利用料 1時間当たり400円助成 ・援助外出費等 1回200円助成（ひとり親世帯のみ） 問合せ： 《こども未来課 こども未来係》 TEL：0276-63-3111

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	ママヘルプ事業（大泉町ファミリー・サポート・センター事業） 対象者：・母子健康手帳を交付された日から出産の後1年を経過する日の前日までの女性 ・大泉町ファミリー・サポート・センターへ利用登録の届け出を行った人 ・次のすべての要件を満たす人 ①本町に居住し、本町の住民基本台帳に記録されていること ②入院等をしていないこと ③1日の全部または一部において、育児や家事などを代わりに行う家族がいない状態であること 内 容：妊娠中や産後の身体や心が疲れている時期に、有料で家事援助や育児補助を行う事業です。利用希望者からの依頼に応じて、大泉町ファミリー・サポート・センターが次の育児や家事等の必要なサービスを提供する人（まかせて会員）を紹介します。 ・乳児の沐浴介助その他の育児の補助 ・食事の準備及び後片付け ・居室等の掃除及び整理整頓 ・衣類の洗濯など、育児や家事等の必要な援助 ○利用料等 利用料については、初回2時間まで（多胎妊娠の場合は2回4時間まで）の利用は無料となりますが、その後の利用は1時間当たり800円（土・日・祝日は900円）となり、サービスの終了後に、「お願い会員」から「まかせて会員」へ直接お支払いいただきます。 ○助成金 大泉町独自の利用料の助成制度があります。 ・利用料 1時間当たり400円助成 問合せ：《こども未来課 こども未来係》 Tel：0276-63-3111
	学童保育学習サポート事業 対象者：各児童館の学童保育を利用している児童（小学1年生～6年生） 内 容：学童保育の時間の中で、学校の宿題等の学習支援を行います。 問合せ：《教育保育課 教育保育係》 Tel：0276-63-3111
	こども家庭センター 対象者：妊産婦やすべての子どもとその家族 内 容：対象者のさまざまな相談に対し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を行う総合的な窓口の開設。 妊娠・出産・子どもの健康・子どもに関する各種手当などの相談を受けます。 問合せ：《こども未来課 こども未来係》 Tel：0276-63-3111
	不妊・不育症治療費助成制度 対象者：不妊症・不育症と診断された、次に定めるすべての要件を満たす夫婦 ・夫または妻のいずれか一方または双方が、町内に住所を有し、1年以上経過していること ・世帯において町税の滞納がないこと 内 容：医療保険適用以外の治療費の2分の1を助成 ・不妊症：1年度あたり10万円を上限とし、連続する5年度まで ・不育症：1回あたり30万円を限度とし、夫婦一組につき5回まで 問合せ：《こども未来課 保健・相談係》 Tel：0276-63-3111（代表）
	ブックスタート事業 対象者：7か月児健康診査を受診する全ての乳児及びその保護者 内 容：7か月児健康診査時に、ボランティアによる絵本読み聞かせを行い、絵本などが入ったブックスタートバックを配布します。 問合せ：《ヴィアックス大泉町図書館》 Tel：0276-63-6399

分類	事業名（対象者・内容）
子育て支援	初回産科受診料支援事業 対象者：受診日に町内に住所を有する人で、市販の妊娠検査薬で陽性確認した妊婦であって、町民税非課税世帯または生活保護世帯の人 内 容：妊娠判定のための初回の検査に係る費用を助成します。 ・1回の妊娠につき1回 ・上限10,000円 問合せ：《こども未来課 保健・相談係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	産前・産後における支援事業 対象者：町内に住所を有する妊婦、産婦及びその家族 内 容：出産間近な妊婦や出産後間もない母子及びその家族に対して保健師等による相談・訪問を行い、子育てに必要なサービスを紹介し、妊産婦及び家族の出産前後の不安を解消できるようサポートを行います。 ・妊産婦等の悩みや産前産後の心身の不調に関する相談支援 ・保健師等による訪問指導 ・妊産婦健康診査、新生児聴覚検査を医療機関にて実施 ・妊娠・子育て応援事業（伴走型相談支援・経済的支援） ・地域の子育て支援サービス等の紹介 ・両親学級 ・乳幼児健康相談 ・健やか広場 その他、妊娠中の買い物や健診等において、デマンド交通の利用が可能となっています。（町内片道300円） 問合せ：《こども未来課 保健・相談係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	産後ケア事業 対象者：町内に住所を有する生後1年未満の乳児及びその母親 内 容：母乳相談、授乳指導、乳房ケア、沐浴指導など育児に関する相談、産婦が休養できる場の提供など（利用料金無料） ※委託施設等にて実施 問合せ：《こども未来課 保健・相談係》 TEL：0276-63-3111（代表）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	勤労者住宅資金融資 対象者：次のすべてを満たす人 ・勤労者であること ・町内に自己の居住の用に供する住宅を新築、取得または増改築しようとする人 ・町税を完納していること 内 容：勤労者に対し、住宅の新築等に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の増進と生活の安定を図ります。 ○条件 ・住宅の新築、取得に必要な資金 ・住宅の増改築に必要な資金 ・担保などは取扱金融機関の定めによる ○限度額 新 築：1,000万円以内 増改築：400万円以内（前々年度以降土地取得した場合は、300万円以内で加算できます。） ○期間 新築、取得：20年以内 増改築：10年以内 （それぞれ3ヶ月以内の据置き可） ○利率 年3.3%（ただし中央労働金庫のみ2.7%） ※別途保証料が必要です。 問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	住宅リフォーム補助制度 対象者：次のすべてを満たす人 ・リフォーム工事を行う住宅を所有し、現に居住している人、または工事完了後に居住する予定の人（申請時に町外に住んでいる場合は、申請年度内に町内に住民票を移す必要があります。） ・大泉町の住民基本台帳に記録されている人 ・世帯において町税の滞納がないこと 内 容：町内施工業者により住宅のリフォーム工事を行うことにより、町内建設関連産業を中心とした経済の活性化、住環境の質の向上及び移住定住の促進を図ります。 ○対象工事 ・リフォーム工事に要した費用が20万円以上（消費税及び地方消費税の額を含む） ・町内施工業者による施工 ・リフォーム工事を行う住宅が、建築後10年以上経過したもの ・町の他の制度による補助金等の交付を受けていない（ただし、移住支援金を除く） ○限度額 ・補助対象経費に100分の10を乗じて得た額に相当する額とし、5万円を上限とする ・補助対象経費に住宅の省エネに資する断熱工事を含む場合は、10万円を上限とする ※補助金の交付は、大泉スタンプ加盟店共通商品券にて行う。 問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	町営住宅の紹介（HP） 対象者：住宅に困っている所得の低い人（町ホームページに詳細の入居資格要件あり） （町営住宅入居資格： https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/040/20200826161243.html） 内 容：町営住宅について町ホームページで紹介（町営住宅一覧表： https://www.town.oizumi.gunma.jp/s022/kurashi/010/010/030/20200826160737.html） 問合せ：《都市整備課 施設建築係》 TEL：0276-63-3111（代表）

分類	事業名（対象者・内容）
住宅支援	大泉町空家等バンク事業 対象者：町内に所有する空家等売りたい・貸したい人、または空家等を買いたい・借りたい人 内 容：町内の空家等を有効活用し、管理不全な空家等の減少と移住定住の促進および地域活性化を図ることを目的として、空家等の物件に関する情報を、全国版空き家・空き地バンクのサイト（https://oizumi-t10524.akiya-athome.jp/）に掲載しています。 問合せ：《都市整備課 施設建築係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	大人の風しん予防接種費用助成 対象者：接種日に町内に住所を有し、妊娠を希望する夫婦または妊婦の夫（ただし、婚姻の有無は問わない） ※過去に風しんにかかったことのある人、風しん（麻しん風しん混合）予防接種を2回受けたことのある人、妊娠中・妊娠している可能性のある人は除く。 内 容：いずれかのワクチンについて、1人につき1回まで助成します。 ・風しんワクチン：上限3,000円 ・麻しん風しん混合ワクチン：上限5,000円 問合せ：《健康づくり課 健康づくり係》 TEL：0276-63-3111（代表）
定住支援	人間ドック検診費の助成 対象者：①大泉町国民健康保険の加入者で、国民健康保険税を完納している世帯に属する人間ドック受診者 ②大泉町在住の群馬県後期高齢者医療制度の加入者で、後期高齢者医療保険料を完納している人間ドック受診者 内 容：・日帰りドック：20,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（1年度に1回） ・一泊ドック：30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（1年度に1回） ・脳ドック：30,000円を上限に検診費用の6割に相当する金額を助成（5年度に1回） 問合せ：《国保年金課 国保年金係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	生ごみ処理機器等購入費及び利用料補助金 対象者：次のすべてを満たす人 ・町内で生ごみ処理機器を使用すること ・世帯において町税の滞納がないこと 内 容：生ごみ処理機器の購入額またはレンタル利用料の2分の1に相当する金額（100円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てた金額） ・生ごみ処理機（電気式のもの）：上限20,000円 ・生ごみ処理容器（コンポスターなど）：上限5,000円 ・バッグ型コンポスト：上限2,000円 ・段ボールコンポスト：上限1,000円 ・基材：上限2,000円 ・生ごみ処理機（電気式のもの）レンタル利用料：上限月額1,000円、累計20,000円 問合せ：《環境整備課 環境整備係》 TEL：0276-63-3111（代表）

分類

定住支援

就業体験

事業名（対象者・内容）

浄化槽設置事業費補助金

対象者： 次のすべてを満たす人

- ・ 公共下水道事業認可区域を除く区域に、単独浄化槽またはくみ取り槽を撤去または再利用し、10人槽以下の合併浄化槽を主に居住を目的とした住宅に設置する方
- ・ 町税の滞納がない方
- ・ 浄化槽を設置する前に補助金申請を行い、同年度内に設置工事が完了できる方
- ・ その他、浄化槽設置事業費補助金交付要項にある要件を満たしている方

内 容： 本人が所有し、居住する住宅に浄化槽を設置する経費について、予算の範囲内で補助金を交付します。単独処理浄化槽やくみ取り槽から合併処理浄化槽に切り替える場合(転換)
(補助金額)

5人槽	332,000円
6～7人槽	414,000円
8～10人槽	548,000円
宅内配管工事	300,000円（上限）

問合せ： 《公園下水道課 下水道係》 TEL：0276-63-3111（代表）

電気自動車等導入費補助金

対象者： 次のすべてを満たす人

- ・ 町内に住所を有すること
- ・ 世帯全員が町税を滞納していないこと
- ・ 補助対象車両および設備の購入費用を負担していること
- ・ 補助対象車両については、自動車検査証の初度登録があった日の使用者の住所が本町になっていること

内 容： 2050年二酸化炭素排出実質ゼロの実現とともに、災害に強いまちづくりを推進することを目的として、電気自動車等の購入にかかる費用の一部を補助します。

- ・ 電気自動車（EV）：100,000円
- ・ プラグインハイブリッド自動車（PHV）：50,000円
- ・ 家庭用電気自動車等充電設備：機器購入費および設置工事費の2分の1に相当する額で上限25,000円
- ・ 家庭用電気自動車等充給電設備（V2H）:50,000円

※補助金の交付回数は、1補助対象者につき、EVおよびPHVは、そのどちらかのみで1回限りとなり、家庭用電気自動車等充電設備およびV2Hについては、それぞれ1回限り。
問合せ： 《環境整備課 環境整備係》 TEL：0276-63-3111（代表）

農園の貸出し

対象者： 町内に住所を有し、世帯全員が町税を滞納していない人
内 容： 町民の皆さんが余暇を活用し、土に親しみながら農業への理解を深めることを目的に、一区画16.38平方メートル（約5坪）の農園の貸し出しを行っています。

- ・ 区 画：44区画（1世帯1区画まで）
- ・ 使用料：1区画3,000円／年
- ・ 貸付期間：令和9年2月28日（日曜日）まで

※区画の空き状況についてはご確認下さい。
問合せ： 《農業振興課 農業振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）

分類	事業名（対象者・内容）
就労支援・就学支援	創業支援事業
	対象者：町内で創業を目指す人 内 容：経済振興課内に創業支援相談に関する相談窓口を設け、商工会・町内金融機関と連携し、適切な創業支援の提供を行います。 問合せ：《経済振興課 商工振興係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	大泉町空き店舗等活用・創業促進事業補助金
	対象者：町税の滞納がなく暴力団関係者でない人で、次のいずれかに該当する人 ・町内の空き店舗等において、創業をしようとする人 ・既に事業を営んでいる個人または法人で、新たに町内の空き店舗等を活用して事業を営もうとする人 内 容：○補助対象店舗 対象者が営もうとする町内にある空き店舗等で、公序良俗に反する店舗等でないこと ○補助金額 ・改装費用や備品購入費用の2分の1の額（上限50万円、千円未満切り捨て） ・交付は1対象店舗等につき1回限り ○補助対象事業 次のいずれにも該当する改装等 ・当該空き店舗等の改装および事業に必要な備品の購入について、他の公的助成を受けていないこと ・やむを得ない場合を除き、交付決定から3年以上営業を継続すること 問合せ：《経済振興課 企業誘致係》 TEL：0276-63-3111（代表）
	介護員養成研修受講費補助事業
	対象者：町内に住所を有し、町税の滞納をしていない人 内 容：教材費を除く研修受講に要した費用を補助します。 ・介護職員初任者研修課程：上限50,000円 ※修了した日から3か月以内に、県内の介護事業所に就業し、3か月以上介護業務に従事することが要件です。 ・生活援助従事者研修課程：上限15,000円 問合せ：《高齢介護課 介護保険係》 TEL：0276-63-3111（代表）